

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 8 月 1 日（金）第3030号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令	
○鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）	（人事課取扱い） 1
告 示	
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い） 5
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い） 5
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い） 6
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い） 6
○公共測量の実施	（監理課取扱い） 6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（北薩地域振興局取扱い） 6
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7
	（大隅地域振興局取扱い） 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大島支庁取扱い） 7
公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 8
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告	（県立病院課取扱い） 8
○一般競争入札公告	（県立大島病院取扱い） 9
人 事 委 員 会 規 則	
○職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 12

訓 令

鹿児島県訓令第2号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（非常勤の消防団員との兼職の承認）

第16条の2 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認め

るよう求めようとするときは、非常勤の消防団員との兼職承認請求書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

別記第10号様式中「第14条関係」を「第16条関係」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (第16条の2 関係)

非 常 勤 の 消 防 団 員 と の 兼 職 承 認 請 求 書

年 月 日	
鹿児島県知事 殿	所属 職名 氏名 印 (職員番号)
次のとおり非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めます。	
1 消 防 団 名	
2 消防団における階級名	
3 兼 職 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 具体的な活動内容	
5 報 酬 額	年額 円
6 所 属 長 の 意 見	
上記の兼職を認める。 年 月 日 <div style="text-align: right;">鹿児島県知事 印</div>	

注 1 消防団名, 消防団における階級名及び具体的な活動内容が確認できる書類を添付すること。

2 この請求書は, 2部提出すること。

附 則

この訓令は, 平成26年 8 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第826号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により, 次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358 - 1

2 認定の有効期限

平成29年 7 月14日

鹿児島県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステーション蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社W I L L W A Y E S T A T E	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7 月 1 日	訪問介護
デイサービス蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社W I L L W A Y E S T A T E	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7 月 1 日	通所介護
福祉用具レンタル蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社W I L L W A Y E S T A T E	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7 月 1 日	福祉用具 貸与

鹿児島県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
居宅介護支援事業所蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社W I L L W A Y E S T A T E	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7 月 1 日	居宅介護 支援
居宅介護支援センター達者の家	出水郡長島町蔵 之元3696番地	株式会社ケアク ラフトマン	出水郡長島町蔵 之元3696番地	大平 怜也	平成26年 7 月 1 日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第829号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステーション蔵の家	薩摩川内市西開	株式会社W I L	薩摩川内市平佐	重永 基樹	平成26年	介護予防

ジョン蔵の家	開町12番2号	LWAYEST ATE	町2743番地		7月1日	訪問介護
デイサービス蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社WIL LWAYEST ATE	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7月1日	介護予防 通所介護
福祉用具レンタル蔵の家	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社WIL LWAYEST ATE	薩摩川内市平佐 町2743番地	重永 基樹	平成26年 7月1日	介護予防 福祉用具 貸与

鹿児島県告示第830号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
サン調剤薬局	霧島市横川町中ノ244番地3	平成26年 8月1日	育成医療・更 生医療
市民調剤薬局	阿久根市塩鶴町二丁目124- 2	平成26年 8月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第831号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（農業用排水施設整備）第二甫木地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年 8 月 4 日から同月29日まで
- 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）（区画整理）浦谷地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年 8 月 4 日から同月29日まで
- 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手支援型）第一南亀地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 8 月 4 日から同月29日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備加治木地区第1換地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年 7 月22日に行った。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第835号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（街路事業）
- 2 作業の期間 平成26年 7 月17日から平成27年 1 月30日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市中山町及び山田町

北薩地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L a r a r a	薩摩川内市天辰町寺前646番地1	合同会社K i r a r a	薩摩川内市花木町1番9号	木原 直美	平成26年 6 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年 8 月 1 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
虹の家療育センター	始良市東餅田 2608番地1	社会福祉法人建 昌福社会	始良市東餅田 2602番地	伊東 安男	平成26年 6月30日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

始良・伊佐地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
企業組合労協センター事業団始良地域福祉事業所児童デイサービスおひさま	始良市豊留字園 田545番地1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F	藤田 徹	平成26年 6月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサービスこくぶ太陽の子	霧島市国分中央一丁目24番24号	株式会社心和	霧島市隼人町真孝149番地1	郷原 建樹	平成26年 6月1日	放課後等 デイサー ビス
放課後等デイサービスはやと太陽の子	霧島市隼人町真孝149番地1	株式会社心和	霧島市隼人町真孝149番地1	郷原 建樹	平成26年 6月1日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

大隅地域振興局長 三角浩一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ことぶき太陽の子	鹿屋市寿五丁目 488番地9	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町 12405番地47	郷原 建樹	平成26年 6月1日	児童発達 支援

大島支庁告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 8 月 1 日

大島支庁長 本重人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
あおぞら	大島郡瀬戸内町	一般社団法人あ	大島郡瀬戸内町	徳原 俊彦	平成26年	就労継続

大字古仁屋244 番地 4	おぞら	大字古仁屋字大 湊10番地13	8 月 1 日	支援 B 型
------------------	-----	--------------------	---------	--------

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市西餅田字雨乞前940番1及び940番5，字諏訪前2290番，2291番1，2292番1，2295番6，2300番1，2305番，2306番2，2308番2，4609番及び2305番地先水路の一部，字新開2311番2及び2311番7並びに字小瀬戸4553番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩郡さつま町船木2311番地6
医療法人クオラ
理事長 松下兼一

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

- (1) 種類
物品（医療機器類）の購入
- (2) 名称
磁気共鳴診断装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年8月1日から同月29日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成26年8月1日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

磁気共鳴診断装置 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

県立大島病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年8月1日から同月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年9月16日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月17日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院医局研究室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地

方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

電話番号 0997-52-3611

ファックス番号 0997-53-9017

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Magnetic Resonance Imaging System:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Oshima Hospital

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 16 September 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Division
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan
TEL 0997-52-3611
FAX 0997-53-9017

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 1 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 7 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動を行う場合

第 2 条第 2 項中「第 14 号」を「第 15 号」に改め、「最小限度の時間又は期間」の次に「第 14 号に該当する場合においては公務の運営に支障のない限りの時間又は期間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。